

「クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクト活動報告書」への
広告掲載に関する取扱基準

（趣旨）

第1条 この基準は、「クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクト活動報告書」への広告掲載（以下「広告」という。）の取り扱いについて、徳島県広告事業実施要領（以下「要領」という。）第8条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（広告の内容等）

第2条 広告の内容は、クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクトの公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもの並びに県が推奨している等、閲覧者の誤解を招くおそれのないものとし、要領第3条第1項各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

2 次の業種又は業者に係る広告は掲載することができない。

（1）要領第3条第2項各号のいずれかに該当するもの。

（2）広告として適当でないと第7条に規定する総合技術支援センター広告審査会が認めたもの。

3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている者等の広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

4 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについては、広告の対象としない。

（広告の禁止表現）

第3条 広告は、県の情報と錯誤する恐れのある表現やその他広告の表現として適当でないと認められるものは、原則としてこれを禁止する。

（広告の制限表現）

第4条 広告の表現等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

（広告の中止等）

第5条 県は、前3条に定める内容について、広告の掲載前に具体の判断をするものとし、必要に応じて広告主又は広告代理店に当該広告の全部又は一部について掲載の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由が無く掲載の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について掲載を中止するものとする。

（広告の掲載順位）

第6条 広告の掲載を希望する者の広告掲載希望が重複した場合においては、広告の掲載の優先順位は次のとおりとする。

- (１) 本県の地場産業や産品，その他観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化，スポーツ，レクリエーション施設等，県内産業の活性化と県政の振興並びに本県のイメージアップを図るにふさわしいもの
- (２) 営利を目的としない法人，または私企業のうち公共性が高いもの
- (３) 県内に事業所等（本社，支店，営業所，店舗等）を有する者

（徳島県立農林水産総合技術支援センター広告審査会の設置）

第７条 広告の掲載について審査する機関として，農林水産総合技術支援センター広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- ２ 審査会の会長は，農林水産総合技術支援センター所長とする。
- ３ 審査会の会員は，副所長，経営推進課長，経営研究課長，農産園芸研究課長，資源環境研究課長，高度技術支援課長，農業大学校長をもって充てる。
- ４ 審査会の庶務は，経営研究課において行う。

（会議の開催）

第８条 審査会の会議（以下「会議」という。）は，会長が必要であると認めたときに会長が招集し，その議長となる。

- ２ 会議は，会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- ３ 会議の議事は，出席した会員の過半数をもって決定し，可否同数のときは，会長の決定するところによる。
- ４ 会長は，必要があると認めたときは，会議に関係者の出席を求め，その意見又は説明を聞くことができる。

（その他）

第９条 この基準に定めるもののほか，広告掲載に関し必要な事項については，別に定める。

附則

この基準は，平成２９年６月２３日から施行し，施行日以降に掲載する広告に適用する。